

## 8. 宿泊税に係る課税要件等の検討

### 8-1 納税義務者・課税標準等

納税義務者・課税標準等について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

#### 【基本的な考え方】

- ◆ 宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを受取る程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- ◆ 行政サービスの受取る程度は、宿泊数によるところが大きい。
- ◆ 課税免除については、修学旅行生等を対象としている自治体も見受けられるが、福岡県が課税免除しない予定であるため、宿泊事業者の事務負担等も考慮し、慎重な検討が必要である。

#### ＜委員からの主な意見＞

- ・ 福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・ 宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要
- ・ 修学旅行については、何らかの配慮は必要であるが、課税免除とは切り離して考えるべきである。

以上のことから、本調査検討会議においては、納税義務者・課税標準等について次のとおりとすべきであるとする。

○ 課税客体は、北九州市に所在する宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊とする。

○ 納税義務者は、宿泊施設への宿泊者とする。

○ 課税標準は、宿泊数とする。

○ 課税免除は、応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から行わない。

なお、修学旅行に対する課税免除については、①修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受けること、②他の学校行事との線引きが困難であること、③宿泊事業者の事務が煩雑となること、④福岡県の宿泊税は課税されることから、課税免除しないことが適当であり、修学旅行を増やすための施策については別途検討することが必要と考えられる。

#### 【参考資料】先行導入自治体における納税義務者・課税標準等

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
課税免除	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 (修学旅行生の誘致の推進が将来にわたる観光客の獲得につながり、京都経済の活性化に寄与するため)	なし	小・中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員 ・職場体験又はインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 (インターンシップ生の受け入れ促進のため)	なし	なし

## 8-2 徴収方法・特別徴収義務者

徴収方法・特別徴収義務者について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

### 【基本的な考え方】

- ◆ 宿泊者から北九州市が個別に徴収することは現実的ではなく、また、先行導入事例のすべてが特別徴収としている。
- ◆ 特別徴収義務者は、基本的には宿泊事業者とすることが適当である。

### ＜委員からの主な意見＞

- ・ 福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・ 宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要

以上のことから、本調査検討会議においては、徴収方法・特別徴収義務者について次のとおりとすべきであるとする。

○ 徴収方法は、特別徴収とする。

○ 特別徴収義務者は、宿泊事業者とする。

なお、事務負担軽減のため、市税と県税を合せた税額を徴収し、全額を北九州市に納入することが望ましいと考えられる。（福岡県への払込は北九州市が行う。）

### 【参考資料】先行導入自治体における徴収方法・特別徴収義務者

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
徴収方法	・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	同左	同左	同左	同左	同左	同左
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者

## 8-3 税率（税額）・免税点

税率（税額）・免税点について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

### 【基本的な考え方】

- ◆特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。
- ◆宿泊料金にかかわらず、行政サービスを受取る程度は変わらないため、広く課税し公平性を確保することが適当である。（ただし、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対しては、支払能力に応じた負担を求めるといった観点から、税率区分を設けることも考えられる。）  
**【論点】**①広く公平な課税、②応分の負担、③宿泊事業者の事務負担、④対象部屋数
- ◆福岡県との二重課税を考慮し、原則として、宿泊者の負担は200円以内とすることが必要

### <委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要
- ・宿泊料金が比較的高い施設は北九州市には少なく、税率区分を設けても税収には大きな影響はないと考えられるため、税率は一定とした方が分かりやすく望ましい。

以上のことから、本調査検討会議においては、税率（税額）・免税点について次のとおりとすべきであるとする。

- 応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から、税率（税額）は一律とし、免税点は設けない。また、高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、当面は税率区分は設けない。
- 宿泊者の負担を考慮して、税率（税額）は福岡県と合わせて200円とする。

### 【参考資料】先行導入自治体における税率（税額）・免税点

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円 ※宿泊料金に応じた負担の公平性に配慮しながら、できるだけ簡素な税制とした	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円 ※徴税コストや納税者の負担感を総合的に勘案し、できるだけ簡素な税制とした	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円 ※担税力に見合った税負担、事業者の負担軽減、できるだけ簡素な税制という観点から総合的に判断	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円 ※納税や徴収にかかる負担にも十分配慮したうえで、簡素でわかりやすい制度とした(京都市の要件を参考)	1人、1部屋または1棟の宿泊料金の2% ※宿泊事業者から定率制への要望があったことや、地域の宿泊形態の特性への配慮などにより、定率制に設定	・1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円  ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み、さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	1万円 ※都内宿泊施設の平均的な宿泊単価(約1万円)を参考に設定	7千円 ※当初は1万円と設定していたが、7千円に引き下げた	なし	なし	なし	なし	なし

## 8-4 課税期間

課税期間について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

### 【基本的な考え方】

- ◆定期的に税のあり方を検証することが必要である。
- ◆先行導入事例はすべて5年ごとに見直すこととしている。
- ◆福岡県と見直し時期が異なる場合、福岡県と北九州市で制度が異なる時期が生じるため、特別徴収義務者に負担がかかる可能性が考えられる。

### ＜委員からの主な意見＞

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的には同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要

以上のことから、本調査検討会議においては、課税期間について次のとおりとすべきであると考えます。

○課税期間は、5年毎を基本とするが、宿泊事業者の事務負担軽減のため、福岡県と同様に当初3年、それ以後は5年毎とする。

### 【参考資料】先行導入自治体における課税期間

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う	福岡県に同じ

## 8-5 入湯税

### 【入湯税の概要】

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用に充てるため設けられた目的税（市町村税）である。

鉱泉浴場の入湯客に対して、北九州市では宿泊する場合1人1泊について150円、日帰りの場合1人1日について100円を課税（特別徴収）している。

平成29年度の北九州市の税収は、2,850万円である。

入湯税の制度改正の必要性について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

### 【基本的な考え方】

- ◆入湯税は、宿泊税とは用途・目的や課税客体が異なる。
- ◆市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることには理由がある。
- ◆京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていない。

以上のことから、本調査検討会議においては、北九州市の入湯税に係る制度改正の必要はないものとする。

### 【参考資料】 先行導入自治体における入湯税の改正状況

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
制度改正の内容	－	－	改正なし	改正なし	改正なし	－	宿泊1人1泊あたり¥150⇒¥50

## 8-6 課税要件等のまとめ

調査検討会議の方針は下表のようにまとめられる。

宿泊税の課税要件	課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
	納税義務者	上記施設への宿泊者
	課税標準	上記施設への宿泊数
	課税免除	設けない。
	徴収方法	特別徴収。 *特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、北九州市に納入する。
	特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
	税率（税額）	福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は1人1泊200円とする。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議による。
	免税点	設けない。
課税期間	当初3年とし、以後は5年毎とする。	
入湯税	改正しない。	

## 9. 検討のおわりに

本調査検討会議は、観光産業を北九州市の成長を支える極めて重要な産業と捉え、北九州市における持続的な観光振興、北部九州のゲートウェイとしての役割などについて、今後どのように進めていくべきか、そのための財政上の負担をどこに求めるかという視点から、宿泊事業者、旅行者、宿泊者、市民など、幅広く意見を求め、検討を行ってきた。

これまでの会議における議論の結果、本調査検討会議では、以下の3点を北九州市に提言する。

- 1 北九州市の観光行政を取り巻く社会情勢や財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定的財源である宿泊税を導入することが適当である。
- 2 宿泊税を財源とする観光振興施策については、「宿泊税を財源とする取組の考え方」で示された3点を遵守し、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある。

### 【宿泊税を財源とする取組の考え方】

- ①北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
- ②今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
- ③既存施策への単純な充当は行わない。

- 3 税額については、福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は200円とすることが必要である。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議の上で決定すべきである。

北九州市においては、新たに宿泊税を創設することにあたって、地方分権推進の一環として、また、課税自主権の尊重のため、法定外税制度が改正されたことの趣旨を踏まえ、加えて、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えの下、納税者や特別徴税義務者など関係者への丁寧な説明や必要な協議を行いながら制度構築を行うことを求める。

また、宿泊者にとって新たな負担となる宿泊税は、その使途が明確であること、具体的にどのような事業に充当されたかを明らかにするなど、納税者に十分納得してもらった上で負担していただくことが重要であり、北九州市にはこれらの説明責任に込めていくことを求める。

本調査検討会議では、当初3年、以後は5年毎に、社会情勢等の変化を勘案し、宿泊税について検討する必要があるとしており、モニタリング組織の設置など、観光振興に対する取組の効果を検証することが特に重要である。今後、必要な措置を講じられたい。

最後に、本調査検討会議における検討のため、宿泊事業者及び旅行者アンケート調査にご協力いただいた皆様、宿泊者アンケート調査にご協力いただいた旅行者の皆様、パブリックコメントでご意見をいただいた皆様に対し、この場を借りて御礼申し上げます。

令和元年8月

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

## 参考1. 各種調査及びパブリックコメントの結果

### 参考1-1 検討にあたって実施した調査等の概要

調査検討会議での議論にあたり、下表のとおり調査及びパブリックコメントを実施した。

	調査等の名称	概要	期間
1	宿泊事業者及び旅行者アンケート	北九州市の周遊観光ルート的位置付け、独自課税について、使い道について、北九州市内の宿泊事業者及び旅行者に意見を求めた。 (有効回答数：69)	6 / 17～30
2	宿泊者アンケート	宿泊税に使い道について、北九州市内の4宿泊事業者を利用した宿泊者に意見を求めた。 (有効回答数：257)	7 / 6～15
3	パブリックコメント	「北九州市の宿泊税の考え方(案)」について、北九州市民に意見を求めた。 (意見数：37件(23名))	7 / 17～25

\*なお、宿泊者アンケートを日本人のみを対象としたため、訪日外国人旅行者の意識把握を目的とし、観光庁が平成30年11月から平成31年2月に行った「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート調査結果」を参考とした。



## 参考1-2 宿泊事業者及び旅行業者アンケート調査結果

### (1) 調査方法

アンケート調査票を郵送によって配付・回収し、令和元年6月17日に調査票及び返送用封筒を対象事業者（業者）へ発送、6月30日を返送（投函）期限とした。

### (2) 配付・回収状況

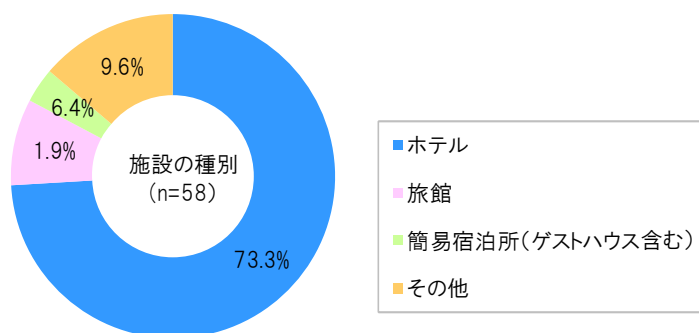
区分	施設数	有効回答数	回収率
宿泊事業者	187	58	31%
旅行業者	22	11	50%
合計	209	69	33%

### (3) 調査結果

1－(1) 貴施設の種別について教えてください。（宿泊事業者のみ対象）

#### 回答の概要

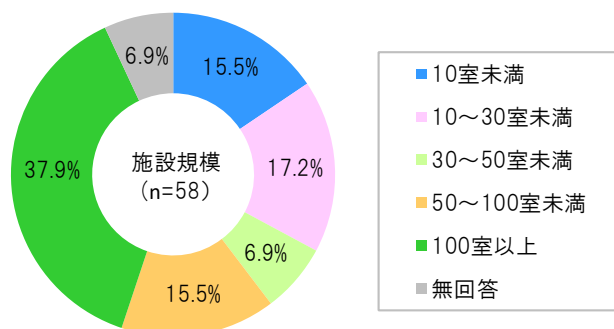
●回答した宿泊施設の種別は、ホテル43施設（73.3%）、旅館5施設（1.9%）、簡易宿所2施設（6.4%）、その他8施設（9.6%）となった。



1－(2) 貴施設の規模（客室数）について教えてください。（宿泊事業者のみ対象）

#### 回答の概要

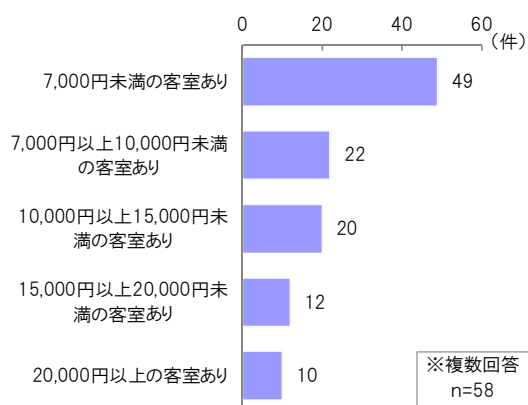
●回答した宿泊施設の客室数は、100室以上が22施設（37.9%）と最も多く、次いで10～30室未満が10施設（17.2%）、10室未満と50～100室未満がそれぞれ9施設（15.5%）と続いた。



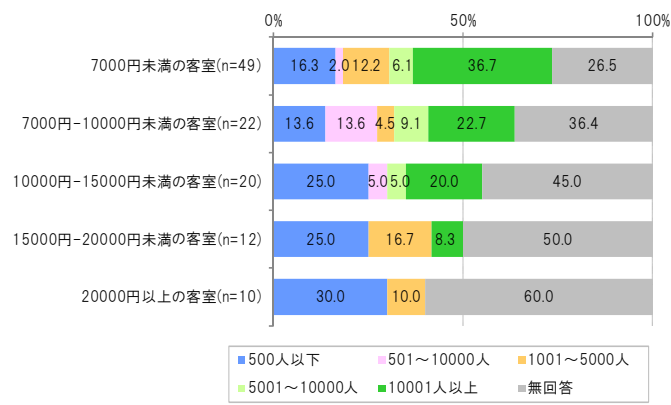
1 - (3) 貴施設における宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数（H30年度）について教えてください。  
（宿泊事業者のみ対象）

**回答の概要**

- 宿泊料金区分に該当する部屋の有無は、7,000円未満が49件と最も多く、次いで7,000円以上10,000円未満が22件と続き、20,000円以上の部屋を有する宿泊施設も10件あった。
- 宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数は、宿泊料金が高くなるにつれて少なくなる傾向にあり、7,000円未満の客室で10,001人以上という回答が最も多かった。



【宿泊料金区分に該当する部屋の有無】

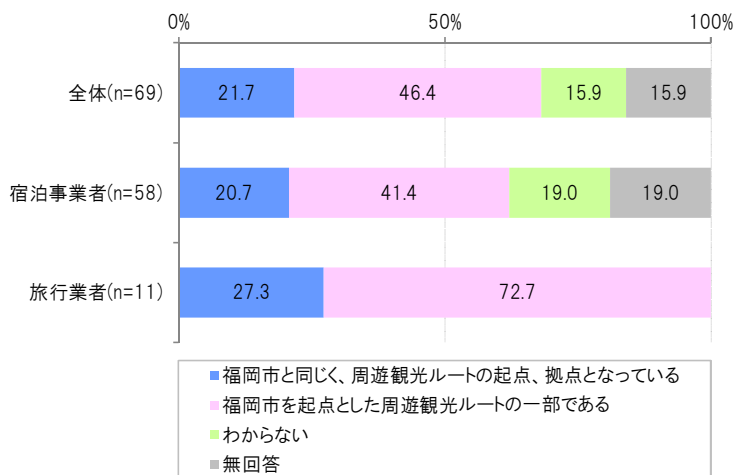


【宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数（H30年度）】

2 - (1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。（以下、宿泊事業者・旅行者いずれも対象）

**回答の概要**

- 全体では、北九州市を周遊観光ルートの一部と考えているのが32施設（46.4%）と最も多く、周遊観光ルートの起点・拠点と考えているのが15施設（21.7%）となっており、約3分の2の施設が、北九州市が周遊観光ルートに位置づけられていると考えている。



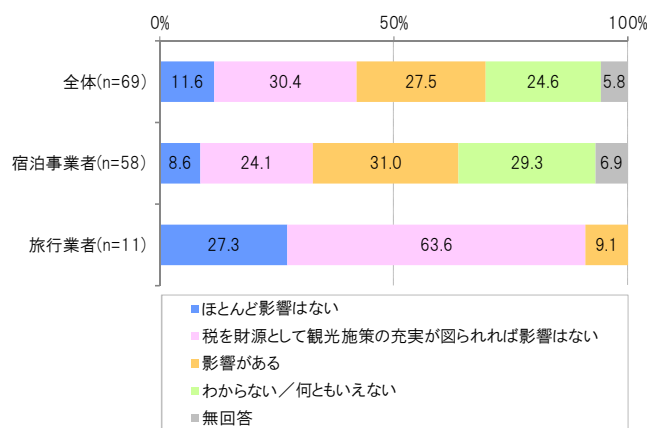
3 - (1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

回答の概要

- 全体では、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが21施設(30.4%)と最も多く、次いで影響があるが19施設(27.5%)、わからないが/何ともいえないが17施設(24.6%)と続いた。
- 宿泊事業者に限ると、影響があるが18施設(31.0%)と最も多く、次いでわからない/何ともいえないが18施設(29.3%)、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが14施設(24.1%)と続いた。
- 一方、旅行者に限ると、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが7施設(63.6%)と最も多くなった。
- 自由記入では、宿泊総額や旅行会社等への手数料上昇への懸念や、丁寧な説明の必要性が挙げられている。

【自由記入部分】

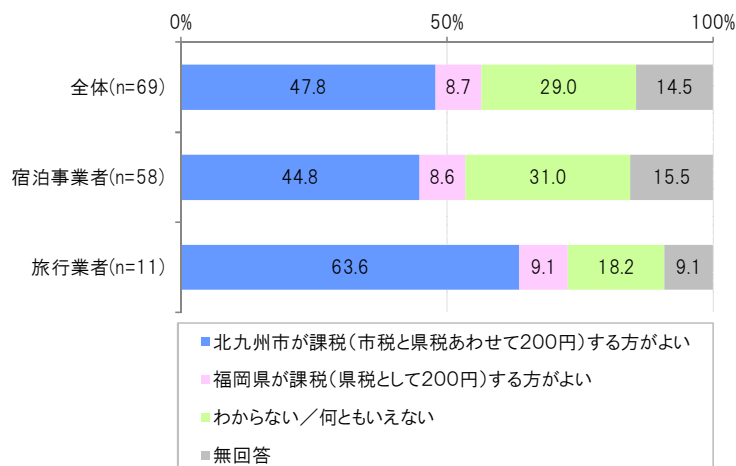
- ・消費税増税と宿泊税が重なれば、価格上昇に上がり、利用減の影響が懸念される。
- ・宿泊料金の安価な施設にとって、料金が高くなったとのイメージをあたえる。
- ・宿泊料が上がると、宿泊客が減る。
- ・宿泊税がかかる事をお客様が認知しているとは限らないので、支払金額についてのクレームが出る。
- ・常連のお客様はいつも予算が決まっているので、宿泊税分をサービスしてほしいと要望があると思われる。
- ・OTA・旅行会社への手数料支払増
- ・福岡市とは比較にならないほど観光客が少ない。
- ・福岡市はホテル満室の日も多く、コンサート・インバウンドで影響はないだろうが、北九州市は宿泊客数が少なくなると思う。



4 - (1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

回答の概要

- 全体では、北九州市が課税(市税と県税あわせて200円)する方がよいが33施設(47.8%)と最も多く、次いでわからない/何ともいえないが20施設(29.0%)と続き、福岡県が課税(県税として200円)する方がよいは6施設(8.7%)に留まった。

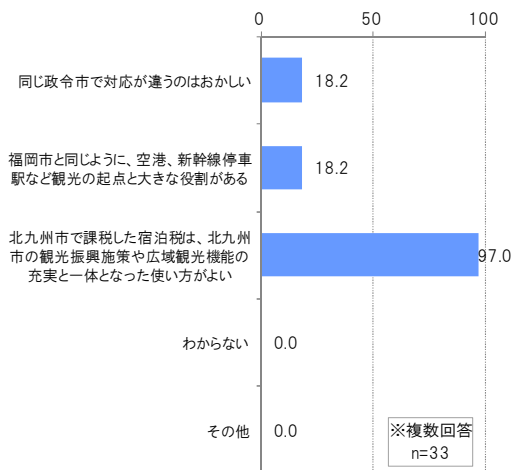


4 - (1) で「北九州市が課税するほうがよい」と答えた理由を教えてください（複数回答可）

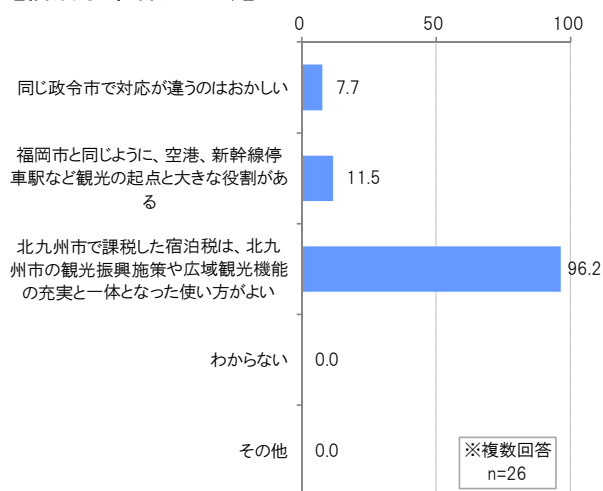
回答の概要

●北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよいが32施設（97.0%）と最も多く、この傾向は宿泊事業者・旅行業者に限っても同様である。

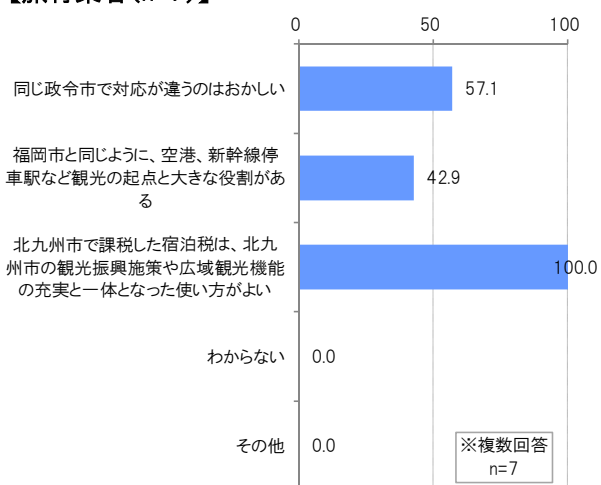
【全体(n=33)】



【宿泊事業者(n=26)】



【旅行者(n=7)】



4 - (1) で「福岡県が課税するほうがよい」と答えた理由を教えてください（自由記入のみ）

**回答の概要**

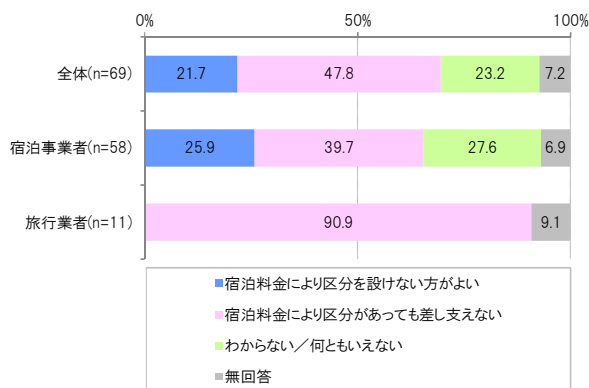
● 広域での取組みの原資、周知しやすさに関する記述があった。

- ・より広域でのディスティネーションマーケティングの原資にした方がよい。
- ・県が課税する方が徴収しやすいから（周知しやすい）
- ・北九州の宿泊者数は福岡市の何分の一なのか、宿泊者がピンとこない、腑に落ちない。

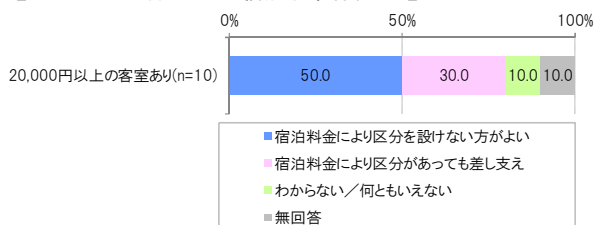
4 - (2) 他都市の宿泊税においては、宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

**回答の概要**

- 全体では、宿泊料金により区分があっても差し支えないが33施設（47.8%）と最も多く、次いでわからない／何ともいえないが16施設（23.2%）、宿泊料金により区分を設けない方がよいが15施設（21.7%）と続き、宿泊事業者に限ってもこの傾向は同様である。
- 旅行会社に限ると、宿泊料金により区分があっても差し支えないが10施設（90.9%）と最も多い。
- 一方、2万円以上の客室がある宿泊事業者に限ると、宿泊料金により区分を設けない方がよいが、5施設（50.0%）と最も高くなっている。
- 自由記入部分では、宿泊料金により区分を設けない方がよいを見ると、事務負担の増加や、税額と公共サービスの質・量の違いをつけることが難しいといったものが挙げられている。
- 宿泊料金により区分があっても差し支えないを見ると、宿泊料金に対する負担感の違いなどが挙げられている。



【2万円以上の客室がある宿泊事業者(n=10)】



**【宿泊料金により区分を設けない方がよい】**

- ・複雑になる
- ・精算時及び経理処理での作業負担が懸念される
- ・他都市に比べて観光地が少ない為、観光客が敬遠する
- ・納税額とそれを財源として提供される各種公共サービスの質量に違いをつけることが不可能であるため
- ・2万円以上の宿泊者が全体で少ない為
- ・税金の加算により宿泊料金に幅がもてなくなる。特に北九州エリアは影響を受けやすい

**【宿泊料金により区分があっても差し支えない】**

- ・現在考えられる2区分等ならば
- ・税込み宿泊料金として徴収する時、総額に対する割合に不公平感を感じる
- ・宿泊代金一律だと安い施設に負担がかかる
- ・低宿泊料金に区分を設けて欲しい、東京も大阪も区分がある
- ・他都市と税率が異なると利用者が分かりにくい

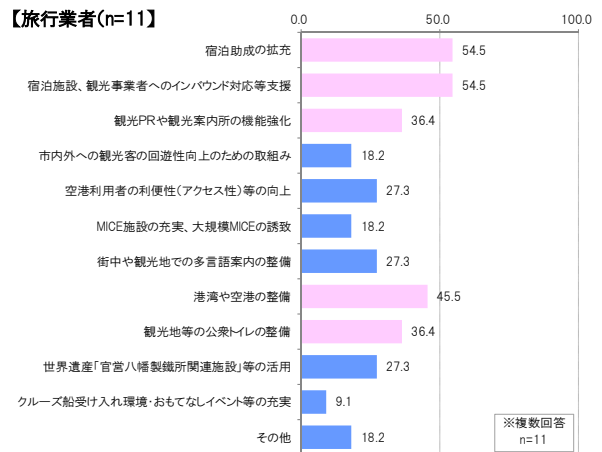
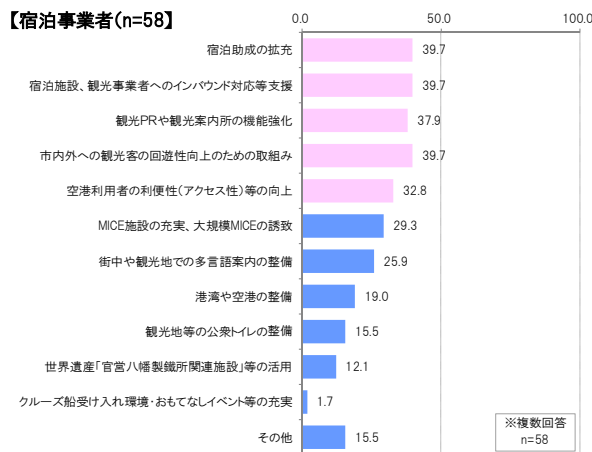
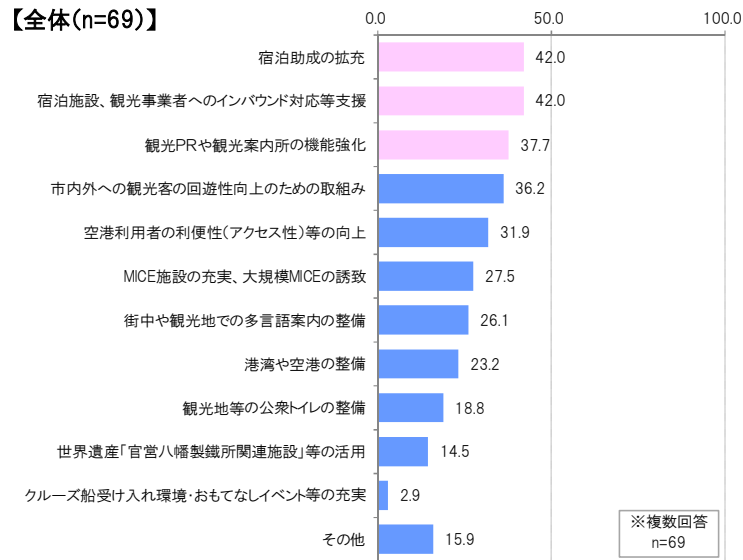
**【わからない／何ともいえない】**

- ・どういう影響が出てくるのか分からない
- ・当ホテルは宿泊料が1万円前後のみなので、一律になるのではと思う

5 - (1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(複数選択可)

回答の概要

- 全体では、宿泊助成の拡充、宿泊施設・観光事業者へのインバウンド対応等支援が29施設(42.0%)と最も多く、次いで観光PRや観光案内所の機能強化が26施設(37.7%)が続いた。この3項目は宿泊事業者・旅行者いずれにおいても上位5位以内である。
- 自由記入部分を見ると、観光PRに関すること、受入環境整備に関することに加え、DMOの設立、統計データの収集といった意見が挙がっている。



【自由記入部分】

- ・インバウンド客誘客の為にプロモーション活動の実施
- ・Wi-Fiの整備
- ・移動手段(公共交通)への補助
- ・観光地(皿倉山)の整備
- ・広域DMOの事業原資
- ・海外映画のロケ誘致、インパクトのあるプロモーション活動
- ・個人旅行者のニーズの正確な把握(統計データの収集)
- ・経済的な需要が高いと予想されるスポーツツーリズムを基軸として街づくり
- ・課税システム導入費用や課税の周知徹底費用の助成

## (4) 調査票

## 北九州市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査票

このアンケート調査結果は、北九州市における宿泊税導入に関する検討にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計資料等公表することがございますが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしませんので、ご安心ください。

\*返送(投函)期限は令和元年6月30日(日)までとなっております。期日までの回答及び投函にご協力をお願いします。

## 【重要：回答をされる前に必ずお読みください】

- ・福岡県では、福岡市を除く福岡県全域(北九州市を含む)において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税を課する条例案が6月の県議会に提出されています。(市町村交付分100円、県主体事業分100円)
- ・一方、福岡市域では、広域観光に資するゲートウェイ整備等、一部事業が県と重複することから、県との合意により、双方の合計税額を原則200円とし、福岡市が150円、福岡県が50円を課する条例案が6月の市議会に提出されています。
- ・ついでには、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する本市においても、福岡市の税率(150円)を前提とし、本市独自の課税について検討することとなりました。

## 1. 貴施設について伺います。(旅行者の方は、この設問には回答不要です)

(1) 貴施設の種別について教えてください。

1. ホテル    2. 旅館    3. 簡易宿泊所(ゲストハウス含む)    4. その他

(2) 貴施設の規模(客室数)について教えてください。

1. 10室未満    2. 10~30室未満    3. 30~50室未満    4. 50~100室未満  
5. 100室以上

(3) 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。

※ 宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただきますと幸いです。

※ 数字がすぐにわからない場合は、この設問については後日の回答で差し支えありません。

宿泊料金 (1人1泊あたり)	左記料金に該当する 部屋の有無(○又は×)	延べ宿泊者数 (H30年度)
7,000円未満		名
7,000円以上10,000円未満		名
10,000円以上15,000円未満		名
15,000円以上20,000円未満		名
20,000円以上		名

— 裏面にも質問がございます。 —

**2. 本市の周遊観光における位置づけについて伺います。**

- (1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。
1. 福岡市と同じく、周遊観光ルートの起点、拠点となっている。
  2. 福岡市を起点とした周遊観光ルートの一部である。
  3. わからない

**3. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。**

- (1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。
1. ほとんど影響はない
  2. 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
  3. 影響がある
  4. わからない／何ともいえない

※「3. 影響がある」と答えた方はその理由を教えてください。

**4. 宿泊税の本市の独自課税の導入について伺います。**

- (1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。
1. 北九州市が課税（市税と県税あわせて200円）する方がよい
  2. 福岡県が課税（県税として200円）する方がよい
  3. わからない／何ともいえない

※「1 北九州市が課税するほうがよい」と答えた方は下記から理由を教えてください。  
(番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。) なお、回答にあたっては、次のページの設問「5. 宿泊税の使い道について伺います。」を参照のうえ回答してください。

1. 同じ政令市で対応が違うのはおかしい
2. 福岡市と同じように、空港、新幹線停車駅など観光の起点と大きな役割がある
3. 北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよい
4. わからない
5. その他 ( )

※「2. 福岡県が課税する方がよい」と答えた方はその理由を教えてください。



(2) 他都市の宿泊税においては、下表のとおり宿泊料金により税率(税額)が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	福岡市(条例案)		金沢市		京都市	
税率 (税額)	1人1泊について、宿泊料金が		1人1泊について、宿泊料金が		1人1泊について、宿泊料金が	
	①2万円未満	200円	①2万円未満	200円	①2万円未満	200円
	②2万円以上	500円	②2万円以上	500円	②2万円以上5万円未満	500円
				③5万円以上	1,000円	

1. 宿泊料金により区分を設けない方がよい
2. 宿泊料金により区分があっても差し支えない
3. わからない/何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

#### 5. 宿泊税の使い道について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。)

1. 港湾や空港の整備
2. 宿泊助成の拡充
3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援(バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等への補助)
4. 観光PRや観光案内所の機能強化
5. 街中や観光地での多言語案内の整備
6. 観光地等の公衆トイレの整備(洋式化やバリアフリー化)
7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
8. MICE施設の充実、大規模MICEの誘致
9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
10. 空港利用者の利便性(アクセス性)等の向上
11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなしイベント等の充実
12. その他

( )

\*MICEとは…

Meeting(企業等の会議)、Incentive travel(企業等の行う報奨・研修旅行) Convention(国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント)の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称です。

— 裏面にも質問がございます。 —

**6. 回答頂いた方について教えてください。**

回答頂きました内容について、疑義等ございましたら問い合わせさせて頂くことがございます。

お手数ですが、貴施設名、御担当者名、連絡先電話番号を教えてください。

なお、問い合わせは調査受託機関から差し上げることもございますので、予めご了承ください。

貴施設名 (※)	
御担当者名	
連絡先 (電話番号)	

※民泊事業者の方は代表者名を、旅行業者の方は貴社名をご記入ください。

## 参考1-3 宿泊者向けアンケート調査結果

### (1) 調査方法

北九州市内の4宿泊事業者を利用する宿泊者に対し、アンケート調査票への記入を依頼した。

### (2) 配付・回収状況

配付施設名	有効回答数	
	施設計	合計
リーガロイヤルホテル小倉	40	257
JR九州ステーションホテル小倉	119	
ユタカホテル	50	
小倉ベイホテル第一	48	

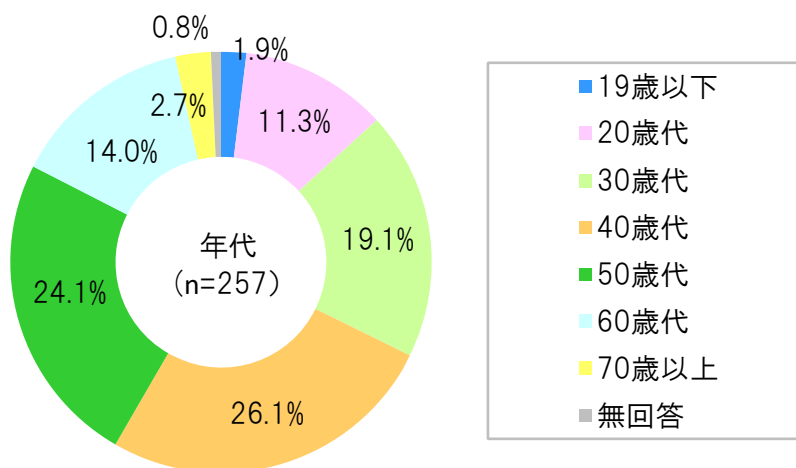
### (3) 調査結果

#### 1. 回答者について

##### 1- (1) 年代

#### 回答の概要

●回答した宿泊者の年代は、40歳代が67名（26.1%）と最も多く、次いで50歳代が62名（24.1%）、30歳代が49名（19.1%）と続き、幅広い年代からサンプルが得られている。



## 1 - (2) 居住地

## 回答の概要

- 回答した宿泊者の居住地は、福岡県が最も多く57名(22.2%)、次いで、東京都が46名(17.9%)と続き、九州内外とも幅広い地域からサンプルが得られている。

## 【全体】

	回答数	構成比(%)		回答数	構成比(%)
福岡	57	22.2	宮崎	2	0.8
東京	46	17.9	京都	2	0.8
神奈川	18	7.0	佐賀	2	0.8
大阪	18	7.0	埼玉	2	0.8
兵庫	11	4.3	富山	2	0.8
千葉	10	3.9	和歌山	2	0.8
長崎	10	3.9	愛媛	1	0.4
大分	9	3.5	岐阜	1	0.4
熊本	8	3.1	群馬	1	0.4
山口	8	3.1	三重	1	0.4
鹿児島	8	3.1	長野	1	0.4
奈良	6	2.3	島根	1	0.4
愛知	6	2.3	徳島	1	0.4
岡山	4	1.6	栃木	1	0.4
広島	4	1.6	福島	1	0.4
静岡	4	1.6	韓国	1	0.4
宮城	3	1.2	台湾	1	0.4
滋賀	3	1.2	無回答	1	0.4
			合計	257	100.0

## 【九州・沖縄地方】

	回答数	構成比(%)
福岡	57	22.2
長崎	10	3.9
大分	9	3.5
熊本	8	3.1
鹿児島	8	3.1
宮崎	2	0.8
佐賀	2	0.8
合計	96	37.4

## 【中部地方】

	回答数	構成比(%)
愛知	6	2.3
静岡	4	1.6
富山	2	0.8
岐阜	1	0.4
長野	1	0.4
合計	14	5.4

## 【関東地方】

	回答数	構成比(%)
東京	46	17.9
神奈川	18	7.0
千葉	10	3.9
埼玉	2	0.8
群馬	1	0.4
栃木	1	0.4
合計	78	30.4

## 【中国・四国地方】

	回答数	構成比(%)
山口	8	3.1
岡山	4	1.6
広島	4	1.6
愛媛	1	0.4
島根	1	0.4
徳島	1	0.4
合計	19	7.4

## 【近畿地方】

	回答数	構成比(%)
大阪	18	7.0
兵庫	11	4.3
奈良	6	2.3
滋賀	3	1.2
京都	2	0.8
和歌山	2	0.8
三重	1	0.4
合計	43	16.7

## 【東北地方】

	回答数	構成比(%)
宮城	3	1.2
福島	1	0.4
合計	0	0.0

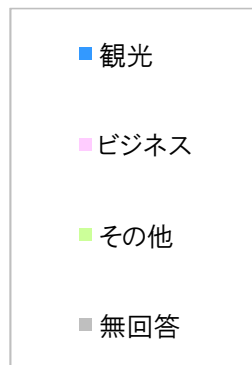
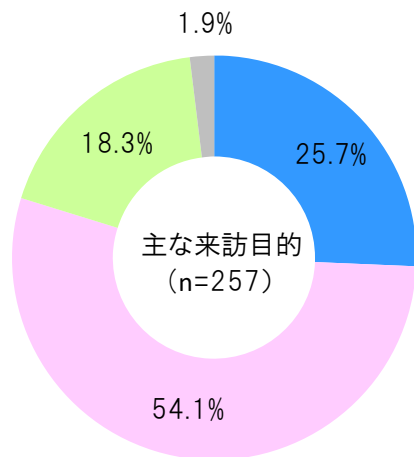
## 【海外】

	回答数	構成比(%)
韓国	1	0.4
台湾	1	0.4
合計	2	0.8

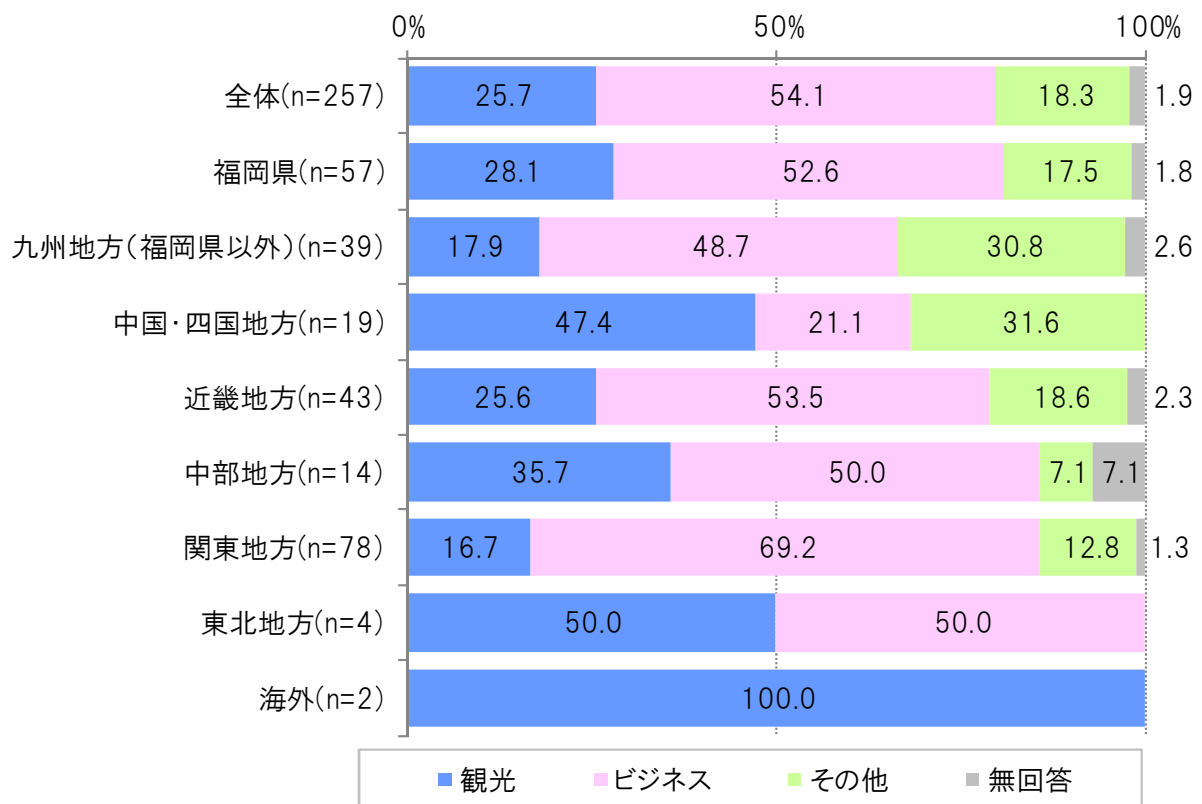
1 - (3) 主な来訪目的

回答の概要

- 回答した宿泊者の主な来訪目的は、ビジネスが139名（54.1%）と最も多く、次いで観光が66名（25.7%）と続いている。
- 居住地（地方）別に見ると、観光目的は中国・四国地方と中部地方に多く、ビジネス目的は関東地方、近畿地方、福岡県居住者が多くなっている。（東北地方と海外については、サンプル数が極端に少ないため考慮していない。）



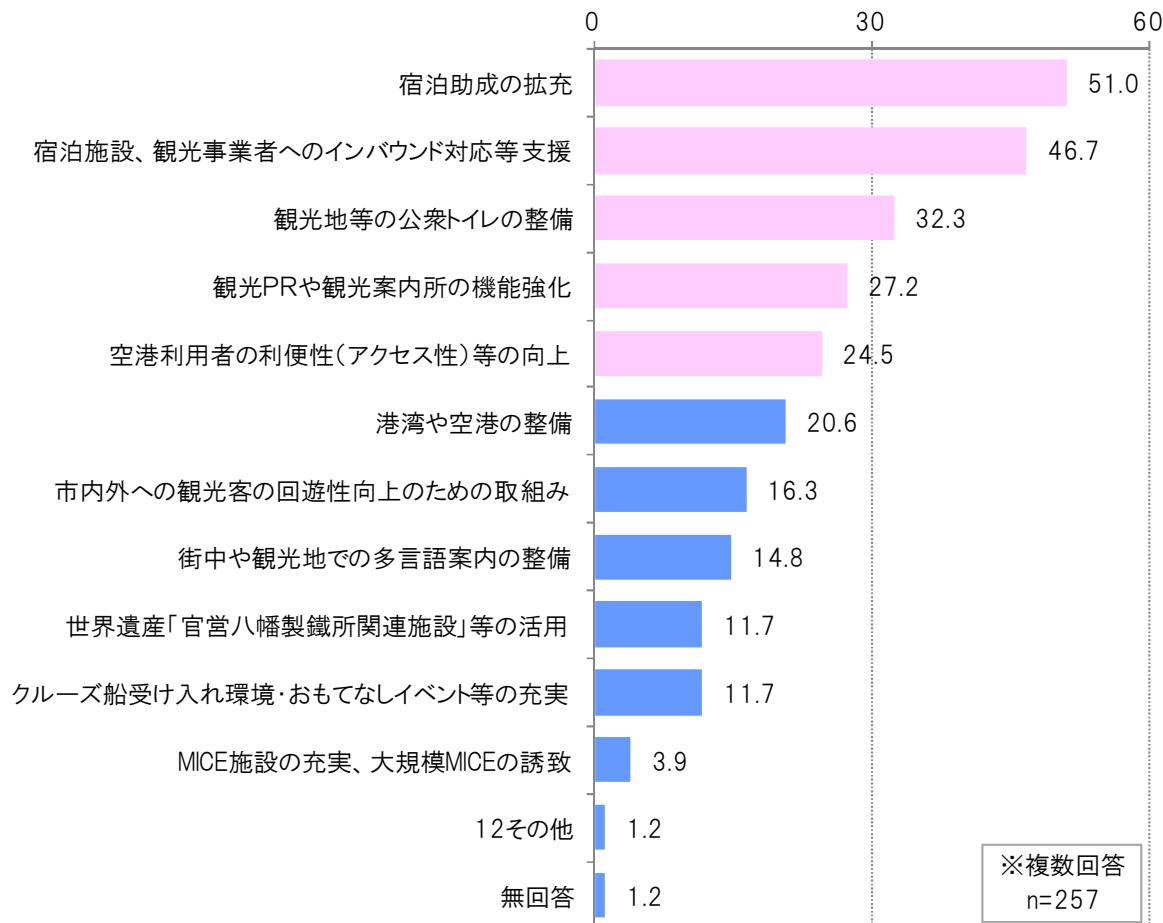
主な来訪目的・その他	件数
帰省	6
結婚式	6
親族訪問	3
法事	2
知人訪問	1
資格試験	1
休養	1
合計	20



2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。（複数選択可）

回答の概要

●宿泊助成の拡充が131名（51.0%）と最も多く、次いで、インバウンド対応等支援が120名（46.7%）、公衆トイレの整備が83名（32.3%）と続いた。



## 3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。（自由記載）

## 回答の概要

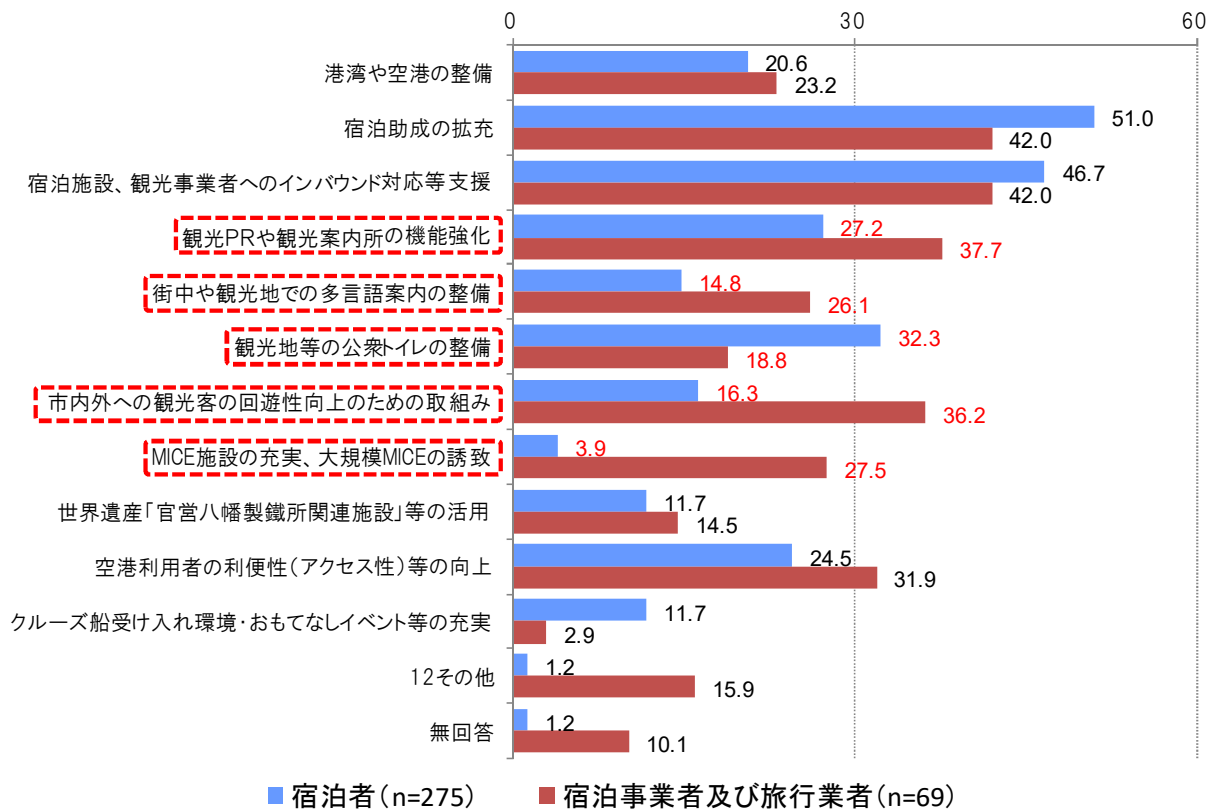
- 様々な意見が挙げられており、特に受入環境整備に関する意見が多かった。一方、宿泊税導入に否定的な意見は少なかった。

項目	内容	年代	居住地
空港アクセス・交通	空港からのバス無料化	20歳代	東京
	東京からは飛行機で来ることが多いが、北九州空港はバスかタクシーしか選択肢がない。例えば船で小倉の街に出れば便利	50歳代	東京
	空港(北九州)からの電車やモノレールがあると便利だなと思います。	30歳代	東京
	アクセスの向上	30歳代	和歌山
駐車場	駐車場などの無料又は割引	60歳代	岡山
	駐車場を多く、また大型車のスペースも。	60歳代	愛知
	市外からの来訪者については、駐車料金の優遇や交通費のクーポン等を考慮	50歳代	長崎
インバウンド	移動の容易さ、多言語利用	30歳代	福岡
	外国人観光客が観光しやすい街づくり	30歳代	大阪
観光	観光スポットを巡るバスは、多くの都市型観光地で運行されています。今日は、市立美術館に行きましたが、七条からシャトルバスが出ているとはいえやはり不便だと感じました。小倉城周辺とつなぎ、海のほうまで回る市内観光巡回バスがあれば好都合です。	50歳代	静岡
	観光PR	19歳以下	福岡
	主に観光客から徴収するものであるため、観光で北九州市を訪れた方々が快適に過ごしていただけるようなことに活用してもらいたい。	60歳代	福岡
整備	駅前、整備等	50歳代	神奈川
	市のインフラ設備	20歳代	滋賀
	施設の改修	60歳代	韓国
	公園施設の整備	60歳代	兵庫
	環境面がより清潔であることや、ごみの処理等がしっかり整備されること	30歳代	神奈川
	バリアフリー、洗浄機付きトイレの増設等	40歳代	東京
イベント	競輪開催時のイベントの充実、強化。特に競輪祭のとき	50歳代	東京
	おもてなしイベント等に力を入れる。	40歳代	福岡
	イベント施設、展示場の充実	40歳代	東京
	誰もが気軽に参加可能な体験型イベントのサービスを期待する。	40歳代	熊本
宿泊者向けサービス	ホテル利用割引券	30歳代	東京
	支払者に還元サービスを要望します。	60歳代	奈良
	宿泊者へのサービス	40歳代	東京
	高齢化になっている現状なので、その方たちが住みやすく便利な場所がより多くつくっていただけると、住みやすさをもっと増えると思います。	40歳代	埼玉
	割引券等の充実	20歳代	長崎
	朝食サービス	30歳代	福岡
	宿泊助成してもらえるとありがたい	40歳代	東京
	宿泊客の利便性につながる活用	50歳代	東京
その他	宿泊税そのものをやめて欲しい。観光都市という点に重きを置いたら、一般の会計から搬出してほしいです	60歳代	千葉
	福岡市と一緒にことをやらないでほしい	60歳代	福岡
	この十年近く、全国のホテルの料金が上がる一方で、我々のような出張族にとっては、税金にしろ観光振興にしろ、また値上がりなのかよ～という感じです。	50歳代	神奈川
	税はないほうがよいと思いますが、何に使うかが一番大事	50歳代	東京
	宿泊税を課すのであれば、他の自治体に宿泊をします。	60歳代	東京
	名称を支払う側も参加しているという気になる元気なものにしてください。宿泊税は暗い。(例)北九州観光繁栄協力金、北九州観光推進キャンペーン支援金…。	60歳代	東京

4. 宿泊事業者及び旅行業者アンケート調査結果との比較

回答の概要

- 観光PRや観光案内所の機能強化、街中や観光地での多言語案内の整備、観光地等の公衆トイレの整備、市内外への観光客の回遊性向上のための取組み、MICE施設の充実・大規模MICEの誘致では、宿泊者と宿泊事業者及び旅行業者の回答に大きな乖離が見られる。
- 訪問側と受入側という立場に違いはあるものの、主たる受益者であるべき宿泊者の意見を十分取り入れ、バランスの取れた観光施策の推進が必要と考えられる。





## (4) 調査票

## 宿泊税に関するアンケート

北九州市では、現在、宿泊税の導入について検討を行っています。  
 宿泊税は、市内に宿泊する方に対して税を課し(1人1泊200円程度)、  
 その税を財源として、本市の観光振興に役立てるものです。  
 宿泊税の効果的な活用方法について、宿泊者の皆さまのご意見をお聞かせください。  
 (※ ご回答いただいた方には、粗品「関門の塩」を進呈いたします。)



該当する項目に○をつけてください。

## 1. あなたについて伺います。

- (1) 年代 1. 19歳以下 2. 20歳代 3. 30歳代  
 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

- (2) お住いの都道府県 ( ) 都・道・府・県

- (3) 主な来訪目的 1. 観光 2. ビジネス 3. その他 ( )

## 2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。(複数選択可)

1. 港湾や空港の整備
2. 宿泊助成の拡充(割引クーポンなど)
3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援(バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応、Wi-Fi環境整備等への補助)
4. 観光PRや観光案内所の機能強化
5. 街中や観光地での多言語案内の整備
6. 観光地等の公衆トイレの整備(洋式化やバリアフリー化)
7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
8. MICE(\*)施設の充実、大規模MICEの誘致
9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
10. 空港利用者の利便性(アクセス性)等の向上
11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなしイベント等の充実
12. その他 ( )

(\*)MICE とは、Meeting (企業等の会議)、Incentive travel (企業等の行う報奨・研修旅行) Convention (国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント) の頭文字のこと。

## 3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。(自由記載)

## 【アンケート実施機関】

北九州市役所(観光課) 担当: 松本、吉田 電話: 093-551-8150

## 参考1-4 パブリックコメント

---

### (1) 意見募集期間

令和元年7月17日(水)～7月26日(金)

### (2) 閲覧・配付場所

- ・産業経済局観光課
- ・広報室広聴課
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所
- ・北九州市ホームページ

### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ、持参

### (4) 意見提出状況

提出意見数37件(提出者数23名)

## (5) 提出された意見

## 【宿泊税の用途について (1 / 2)】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
1	J R小倉駅の観光案内所のスペースが狭い。予算を配分し、充実させてもらいたい。	観光案内所の機能強化については、調査検討会議でも市の顔として重要と考え、「北九州市宿泊税の考え方(案)」のP12「15 観光案内所の機能強化」として記載しております。
2	観光を売りにしていくのであれば、街の顔となる観光案内所のあり方を検討し、宿泊税を活用して改善してもらいたい。	いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。
3	観光案内所が狭いので、改修し、おもてなしが感じられるようにしてもらいたい。	ご意見のとおり、北九州市には多くの魅力的な観光資源があり、それを活かすためにも戦略的なプロモーション(情報発信)は不可欠と考えます。
4	北九州市には様々な魅力的な資源があるが、認知度が低いことが課題と思います。観光地を選ぶ時の情報源は、まだまだ、テレビや雑誌でよく取り上げられる観光地に行ってみたいと思うのではないのでしょうか。ぜひ、宿泊税を使って、多くのメディアに取り上げられるような取組みをしていただきたいと思えます。	戦略的なプロモーションについては、「北九州市宿泊税の考え方(案)」のP10「1 戦略的な誘客促進プロモーションの推進」及び「都市イメージの醸成」として記載しております。
5	北九州は魅力はいっぱいあるのに、発信力が低い。税の使い道については、知恵を絞り、分かりやすい内容で外部へ発信してもらいたい。	いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。
6	北九州市は魚が美味しく、種類も豊富。宿泊税を活用し、首都圏のテレビ番組を誘致し、北九州市の良さをPRしてもらいたい。	
7	東京では北九州市の知名度が低い。PRできる良い素材があるので、徴収した宿泊税を思い切って全額市のPRに使うぐらいの覚悟があった方がよいのではないか。	
8	将来のインバウンド増加のための先行投資の原資として徴収するものであり、徴収額についても許容範囲であり妥当。投資に対する効果(=観光客数)も定量把握できるものであり、チェック&アクションを繰り返すことで、効果的な税収の活用ができる。	いただいたご意見のとおり、今後北九州市において更なる観光振興を図るためにはインバウンドの受入環境整備が必要になると考え、「北九州市宿泊税の考え方(案)」のP13「【戦略⑥】インバウンド戦略」に記載しております。 この考え方をもとに、いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。

## 【宿泊税の用途について（2／2）】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
9	使い方が観光振興ではビジネス客の理解を得るのは難しいのではないか。	調査検討会議としても、ビジネス目的の宿泊者が恩恵を感じられる施策が必要だと考えます。
10	北九州市の宿泊客はビジネス客が多い。ただ、全ての時間をビジネスに使っている方は少なく、夕食を食べに街へ繰り出すこともあれば、仕事の合間に観光や街の散策をすることも思う。そのような方が恩恵を感じられるように、空港からのバスの本数を増やしたり、公衆トイレをきれいしたり、案内板を分かりやすくするような取り組みに宿泊税を使用したらどうか。	<p>そのため、「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP11「【戦略③】セールスプロモーション戦略」として、宿泊者へ夜の観光を楽しんでいただく、夜型観光（ナイトタイムエコノミー）の充実や、P12「【戦略④】おもてなしの充実」に空港へのアクセス強化、公衆トイレ及び案内板の改修等を記載しております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にするように、調査検討会議として北九州市へ伝えます。</p>
11	全国の自治体がMICE推進を強化している。老朽化した施設の改修や助成金の拡充をすることで競争力が強化されるのではないか。	<p>MICE戦略については、「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP13「17 MICE 施設の大規模改修」及び「18 MICE 開催助成の拡大」として記載しております。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。</p>

## 【その他宿泊税の使途について】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
12	手つかずのエリアである若松北海岸を開発してはどうか？自然の海岸が残っており、夕日のロケーションが良い。滞在時間の延長につながるのではないか。	いただいたご意見につきましては、観光振興を目的とした内容に資するかどうかを念頭に、今後の具体的な事業内容の検討にあたり、参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。
13	門司港～折尾間のフリー切符を造るなど、車が無い方でも楽しめるようにしたり、テーマ（例：歴史探訪）などの切り口でスタンプラリーを行い、滞在時間を伸ばす取り組みをしたみたらどうか。	
14	宿泊者対策として、携帯SIMカードのレンタル（インバウンド向け）や地元名産品のプレゼントなどを行ったらどうか。	
15	小倉駅周辺の豪雨による冠水・水はけの悪い交差点の是正工事を行ってもらいたい。	
16	QRコード決済について、利用者・加盟店に対して補助を行うことで起業促進などにも寄与し、継続的な商業の発展に繋がると考える。	
17	門司港駅、小倉駅等を集合出発のまちあるき事業実施等による着地型観光の整備に取り組んでももらいたい	
18	門司港レトロ地区、小倉駅周辺に土日祝も取扱いができる外貨両替所を設置してもらいたい	
19	市外からの集客が見込めるイベントを開催してもらいたい。	
20	税が既存施策の充当にならないようにしてもらいたい。せつかくの財源なので、継続的に実施可能なイベント等を立ち上げてはどうか。例えば、ミクニワールドスタジアムや総合展示場でイベントが少ない時期に、海外からも人が呼べるように国際色豊かなイベントなど。	
21	日本新三大夜景都市への認定や毎年のTGCの開催など北九州市の観光に追い風を感じており、北九州市でも宿泊税を徴収し、更なる観光振興につなげてもらいたい。また使途については、人気の観光地で、観光客のマナーの悪さから観光公害と言われるような問題が発生しており、北九州市ではそのようなことがないように対策費用として使ってもらいたい。	

## 【課税要件について】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
22	福岡市では宿泊料が2万円を超えると宿泊税が500円になるようだが、北九州市ではどう考えているのか？	課税区分については、「北九州市宿泊税の考え方(案)」のP15「税率(税額)」に記載しておりますとおり、宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましいこと、宿泊料金に関わらず、行政サービスを受ける程度は変わらないため、広く負担し公平性を確保することが適当であることから、免税点や課税区分は設けず、一律とすることが適当と考えています。
23	北九州市の宿泊者の3分の2がビジネス目的の客であり、1泊4,000円前後の料金に対し、200円の宿泊税は重すぎるのではないか。	
24	高級な部屋に泊まった方から多くの税金を取れるように、課税金額を変えるべきだと思う。	
25	他都市では免税点を設け、非課税対象としている。修学旅行への減免が実施されているところもあり、こうした情報も提供し説明すべきでは。	今回の「北九州市の宿泊税の考え方(案)」については、調査検討会議として議論をして、まとめた考え方です。 他都市の状況については、HPで公開している第1回及び第2回の会議資料に掲載して議論しており、報告書にも掲載を予定しています。

## 【その他（1/2）】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
26	門司港レトロをはじめとする観光振興に役立てて頂きたい。政令指定都市として、誇りを持って取り組むことに期待する。	いただいたご意見については、今後の参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。
27	宿泊税は北九州市を豊かにし、商売が繁盛する。	
28	宿泊税の導入に賛成です。	
29	宿泊施設に人手（徴収や説明）や費用面（領収証代）などの負担がかかるのではないか。	<p>宿泊事業者の事務負担が出来るだけ軽減されるように、課税要件（「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP14及びP15）を検討してきました。</p> <p>具体的な負担軽減策については、今後北九州市が検討していくこととなります。いただいたご意見については、今後の参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。</p>
30	観光振興の基本戦略のための財源対策として、例えば部門限定の消費税（飲食店、宿泊、アメニティなど、市民免税制度も導入）等の独自課税がより合理性がある。	第1回及び第2回の会議において、税以外による手法なども含め検討した結果、受益と負担の関係から、宿泊税が適当であると考えています。
31	もし北九州市でも宿泊税を取ることになって、福岡県とバラバラに観光振興を行うのではなく、協力して観光振興に取り組んでもらいたい。	いただいたご意見については、今後の参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。
32	事業者へのアンケートの回収は69件、回収率33%と関係事業者への説明が不十分ではないか。	<p>今回実施したのはアンケート調査であり、説明・周知とは別の目的で行いました。</p> <p>アンケート調査の前に宿泊関係団体に説明して協力をお願いしました。提出期限後にも電話で再依頼し、提出いただけるようお願いしました。</p>
33	<p>わずか2回の検討会を開催し、10日間のパブリックコメントで意見を聞くのは拙速、乱暴。</p> <p>総務省は、法定外税の検討に際しての留意事項で、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要とされており、慎重にすべき。</p>	<p>調査検討会議では、様々な方から意見を聴取するため、宿泊事業者や宿泊者のアンケート調査を実施しました。</p> <p>その結果に基づき、第1回及び第2回の会議において、一定程度方針が定まったため、パブリックコメントを実施しております。</p> <p>また宿泊事業者に対しては、事務局が、別途、関係団体の会合等に出席し説明を行うなどしております。</p>

## 【その他（2／2）】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
34	観光と宿泊、宿泊税と観光振興について、もっと議論を深める必要があるのではないか。	宿泊事業者及び宿泊者からのアンケート調査等を踏まえた議論や、他都市の状況や北九州市の観光振興の現状、課題を踏まえた新たな施策の検討を行い、一定程度方針が定まったことから、パブリックコメントを実施しております。
35	福岡県の宿泊税に委ねて影響見ることが賢明であり、早急に導入する必要性がない。宿泊しない観光客が多数である現状を踏まえるべきである。	福岡県が宿泊税の導入を予定している中で、宿泊事業者及び宿泊者に対するアンケート調査の結果や、観光振興に係る財政需要について検討した結果、北九州市が独自に宿泊税を課税することが適当であると考えています。
36	消費税アップに加え、宿泊税の導入で宿泊者数が減少するのではないか。	また、課税期間については「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP15に記載しておりますとおり、「条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う」という考え方であり、社会経済情勢等を踏まえ、見直しを検討するべきと考えます。
37	国による社会経済情勢の変化（消費税10%）がある時に、新たな負担を課すことは適切な判断とは言えないのではないか。	



**北九州市**  
CITY OF KITAKYUSHU

☎ **093-671-8181** 北九州市コールセンター

🌐 Foreign Language

🏠 トップページ

📄 暮らしの情報

🌄 観光・おでかけ

🏢 ビジネス・産業・まちづくり

🏛️ 市政情報

📰 市の広報

現在位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [構想・計画](#) > [各種指針・計画](#) > [観光](#) > 北九州市の宿泊税の考え方(案) 🖨️ 印刷用ページ

に対する意見の募集について

**北九州市の宿泊税の考え方(案)に対する意見の募集について**

更新日: 2019年7月16日 📱 シェア106 🐦 ツイート

北九州市宿泊税に関する調査検討会議では、北九州市独自の宿泊税の導入について検討を進めています。この度、調査検討会議として「北九州市の宿泊税の考え方(案)」をとりまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

**1. 意見募集期間**

令和元年7月17日(水曜日)から7月26日(金曜日)まで

**各種指針・計画**

- 📍 地方創生
- 📍 国家戦略特区
- 📍 国際・情報通信
- 📍 安全・安心
- 📍 **観光**
- 📍 子育て・教育
- 📍 医療・福祉・住宅
- 📍 農林・水産業
- 📍 上下水道・道路・交通
- 📍 環境・エネルギー
- 📍 社会資本総合整備
- 📍 芸術・文化
- 📍 (仮称)平和資料館
- 📍 公営競技

**2. 閲覧・配布場所**

- ・産業経済局観光課(小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F)
- ・広報室広聴課(市役所本庁舎 1F)
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所
- ・北九州市ホームページ

**3. 意見提出書様式**

様式は自由ですが、住所、氏名のご記入をお願いします。

**4. 意見の提出方法**

住所、氏名をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール  
メールアドレス: [san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp)

(2) 郵送  
〒802-0001 小倉北区浅野3-8-1 北九州市産業経済局観光課あて

(3) ファクシミリ  
FAX 093-551-8151 北九州市産業経済局観光課あて

(4) 指定場所への持参

- ・産業経済局観光課(小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F)
- ・広報室広聴課(市役所本庁舎1F)
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所

**5. 考え方(案)**

[北九州市の宿泊税の考え方\(案\) \(PDF形式: 422KB\)](#)

[\(参考\)意見提出様式 \(Word形式: 30KB\)](#)

一部のファイルをPDF形式で提供しています。PDFの閲覧にはAdobe System社の無償ソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページなどから入手してください。  
[Adobe Readerダウンロードページ \(外部リンク\)](#)

**このページの作成者**

産業経済局地域・観光産業振興部観光課  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号A I Mビル4階  
電話: 093-551-8150 FAX: 093-551-8151  
[メールを送信 \(メールフォーム\)](#)

📍 組織から探す

- 📍 区役所
- 📍 施設
- 📍 市民のこえ(ご提案・ご相談)

北九州市コールセンター  
093-671-8181  
年中無休 8時~21時

図 北九州市の宿泊税の考え方(案)に対する意見募集ページ(北九州市ホームページより)

## (6) 意見募集資料（北九州市の宿泊税の考え方（案））

## 北九州市の宿泊税の考え方（案）

【意見募集期間】 令和元年7月17日（水）～26日（金）

## 北九州市宿泊税に関する調査検討会議

1

## 意見募集要領

北九州市宿泊税に関する調査検討会議では、北九州市独自の宿泊税の導入について検討を進めています。この度、調査検討会議として「北九州市の宿泊税の考え方（案）」をとりまとめましたので、市民のみなさまのご意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

**1 意見募集期間**

令和元年7月17日（水）～26日（金）

**2 案の閲覧・配布場所**

- ・産業経済局観光課（A1Mビル4階）
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所
- ・広報室広聴課（市役所1階）
- ・北九州市ホームページ  
（[www.city.kitakyushu.lg.jp](http://www.city.kitakyushu.lg.jp)）  
※トップページで「宿泊税」と入力して  
検索してください。

**3 意見提出書様式**

様式は自由ですが、住所、氏名の記入をお願いします。

**4 意見の提出方法**

住所、氏名をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子メール  
電子メール・アドレス  
（[san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp)）
- (2) 郵送  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1  
北九州市産業経済局観光課あて
- (3) ファクシミリ  
FAX 093-551-8151  
北九州市産業経済局観光課あて
- (4) 指定場所への持参
  - ・産業経済局観光課（A1Mビル4階）
  - ・各区役所総務企画課
  - ・各出張所
  - ・広報室広聴課（市役所1階）

【問い合わせ先】北九州市宿泊税に関する調査検討会議事務局（北九州市観光課）  
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 TEL 093-551-8150  
E\_mail [san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp) FAX 093-551-8151

2

## 【目次】

1. 検討の趣旨・経緯と動き	・・・	4
2. 北九州市がこれまでに行った観光振興に関する主な取組み	・・・	7
3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方	・・・	9
4. 宿泊税の課税要件	・・・	14
5. 北九州市の観光振興の現状と課題	・・・	16
6. (参考)北九州市宿泊税に関する調査検討会議について	・・・	23

3

## 1. 検討の趣旨・経緯と検討状況

## (1)検討の趣旨・経緯

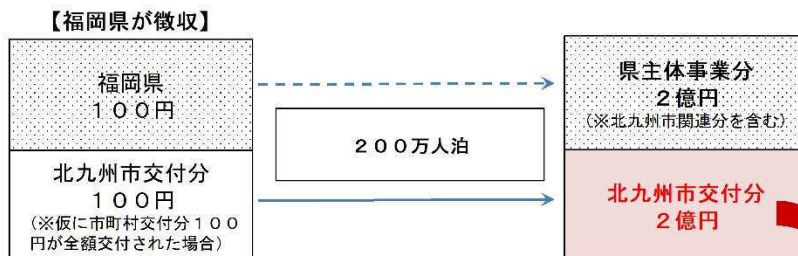
- 福岡県では、福岡市を除く福岡県全域(北九州市を含む)において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税(市町村交付分100円、県主体事業分100円)を課する条例案が県議会に提出され、7月12日に可決されました。
- そのため、北九州市が宿泊税を課税するかどうかに関わらず、北九州市域においても福岡県税として、200円の宿泊税が課せられることとなります。
- 一方、福岡市域では、福岡県、福岡市の役割分担を調整した結果、双方の合計税額を原則200円とし、福岡県が50円、福岡市が150円を課する条例案が市議会に提出され、6月24日に可決されています。
- については、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する政令市である本市においても、利便性や魅力を向上させ、多くの観光客・ビジネス客を呼び込み、北九州市のみならず九州全体の活性化に繋げるため、観光振興に必要な財源を確保することを目的とし、独自の課税について検討することとしました。
- 検討にあたっては有識者による「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」を設置し、これまで2回にわたる会議を開催してきました。
- 本調査検討会議では、宿泊税を導入した先行事例調査や宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査などを行い、宿泊税を財源とする取組みの考え方や課税要件について議論を進めた結果、北九州市として独自の課税をすべきとの方向性がまとまりましたので、市民のみなさまに広く意見を求めることとしました。

4

1. 検討の趣旨・経緯と検討状況

(2) 宿泊税導入に伴う歳入見込みについて(試算)

【北九州市が導入しなかった場合】



【北九州市が導入した場合(仮に福岡市と同額の税率としての試算)】



年1億円の増

5

1. 検討の趣旨・経緯と動き

(3) 検討の動き

時期	福岡県・福岡市の動き
平成30年 7月13日	第1回福岡県観光振興財源検討会議
平成30年 9月14日	福岡市観光振興条例が可決
平成30年10月 3日	第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
令和元年 5月24日	福岡県と福岡市による協議が合意
令和元年 6月24日	福岡市宿泊税条例が可決
令和元年 7月12日	福岡県宿泊税条例が可決
時期	北九州市の動き
令和元年 5月29日	北九州市長が宿泊税の検討開始を表明
令和元年 6月19日	宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査実施(～6月30日まで)
令和元年 6月26日	北九州市議会において、「本市での宿泊税導入に関する決議」を議決
令和元年 6月28日	第1回北九州市宿泊税に関する調査検討会議
令和元年 7月 6日	宿泊者向けアンケート調査実施(～7月15日まで)
令和元年 7月11日	第2回北九州市宿泊税に関する調査検討会議
令和元年 7月30日	第3回北九州市宿泊税に関する調査検討会議(予定)
令和元年 8月上旬	第4回北九州市宿泊税に関する調査検討会議(予定)

6